PPP/PFI手法簡易定量評価調書記載の根拠

1. 従来型手法による場合の費用(PSC)の算定根拠	
(1)施設等の整備等(運営等を除 く。)の費用	
(2)施設等の運営等の費用	
(3) 民間事業者の適正な利益及び 配当	
(4)調査等に要する費用	
(5) 資金調達に要する費用	
(6)利用料金収入	
·	
2. 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠	
(1)施設等の整備等(運営等を除 く。)の費用	
(2) 施設等の運営等の費用	
(3) 民間事業者の適正な利益及び 配当	
(4)調査等に要する費用	
(5)資金調達に要する費用	
(6)利用料金収入	
(7) 税金	
3. その他の仮定	
(1)事業期間	
(2)割引率	